

今後の展望と子どもの学力を 高める提言 10 か条

早稲田大学大学院教職研究科教授 田中 博之

それでは最後に、これからの学力向上に関わる研究の方向性の検討をして、イギリスの保護者憲章のあり方に学び、まとめとして、「子どもの学力を高める提言 10 か条」を提案したい。

1 これからの学力向上教育の方向性

これからの学力向上教育のあり方を提案するために、今後の研究課題として次の5点を提案しておきたい。

① 子どものための家庭学習向上ポートフォリオシステムの開発

これは、特別活動や総合的な学習の時間を用いて、子どもが家庭学習の記録を付けて、それを継続的にグラフ化しながら、自己の家庭学習のあり方を診断して改善していくために必要なデジタル・ポートフォリオを開発する研究である。もちろんコンピュータを使わなくても、授業で子どもが記入できるワークシート集を作成してインターネットから配信するシステムを作ってもよいだろう。

② 「家庭学習の手引き」の収集と分析

これは、現在全国の多くの教育委員会や学校が作成している多様な「家庭学習の手引き」を収集して、その共通点と相違点を分析することを通して、効果的な家庭学習のあり方を子どもと保護者にわかりやすく伝える手引き書の条件を整理し、そのモデル例を推奨する研究である。

③ 活用型学力の理論モデルの構築とそれを育む単元モデルと指導法の開発

三つ目に提案したいのは、次期学習指導要領で求められている、いわゆる「活用型学力」の理論モデルを構築して、それを育むためにどのような単元モデルと指導法が効果的であるのかを明らかにする研究である。

④ 活用型学力を育む小集団学習と学級づくりの研究

そして四つ目に、その活用型学力を育むために必要不可欠である、子どもの少人数による対話や討論を通じた学習のあり方と、それに関連した学級づくりの新手法を明らかにする研究である。こうした研究が必要であるのは、活用型学力は、必ず子どもたちのコミュニケーションと協同的な問題解決を通して高められるものだからである。

⑤ 「言葉の力」の理論モデルの構築とそれを育む指導法の開発

そして最後に提案しておきたいのは、次期学習指導要領の改訂の重要なポイントである「言語活動の充実」による教育、いわゆる「言葉の力」を育てる指導と評価のあり方を探る研究である。

こうした新しい学習指導要領の改訂の方向性に沿った研究を行うことで、今日の学校改革や授業改善の基本指針と具体的な方法論を提供することができればと考えている。

2 イギリスの保護者憲章に学ぶ学校と家庭の連携

今後の子どもの家庭学習力育成のあり方を、学校と家庭の連携からさらに発展的に考える上で大きなヒントを与えてくれるのは、イギリスの保護者憲章であるので、少し詳しく紹介したい。

イギリス(本文中では、イングランド地方のことを指す)では、保護者憲章(Parents Charter)は、当時の教育省が1994年に改訂して公開したことが契機となって、多くの学校で各学校独自の保護者憲章づくりを推進させることになった。それは、学校教育の質の向上のために保護者が学校に協力すべき義務項目と、保護者が学校に対して要求できる権利項目から成り立っている。

一方、わが国では、まだこのような明文化された保護者憲章を持っている学校は少ない。しかし、イギリスで保護者憲章が必要となってきた背景を探ってみると、日本の学校教育が遅かれ早かれたどることになる道を指し示しているように見える。

その理由は、まさに、「家庭の教育力なくして学校改善なし」という原則である。もちろん保護者の権利項目は、必ずしも学校改善とは直接的な関係を持たないように感じられるかもしれないが、逆に、そのことを通して学校が保護者の教育ニーズに十分応えて、説明責任と結果責任を果たす力を備えるための自律的な努力を学校に求めるという意味で、学校改善につながることを期待していることは明白である。

(1) 学校における授業妨害と学力低下

保護者憲章を必要とする最も大きな背景的な理由は、学校における授業妨害の頻発とそれに伴う子どもの学力低下である。もちろん、イギリス全体で見ると、確かに全国的な学力調査の結果やOfSTED(教育水準局、または、学校査察委員会と訳される)の学校査察のレポートによれば、子どもたちの学力はこの10年ほどの間に、着実に向上していることがわかる。

しかしながら、一部の児童生徒による大声や暴行、立ち歩き、教室外への飛び出しなどによる授業妨害は、ますます増えているのが実態である。そのため、この数年ほどは、国営BBC(英国放送協会)を始めとして民間のテレビ局も、教室内に設置したテレビカメラの映像を用いてその実態をレポートするといった過激な手法を用いて、この授業妨害という事実を積極的に報道するまでになっている。

もちろんその当然の帰結として、授業妨害が頻発する学級や学校においては、学力が低下しており、その改善は待たなしの状況にあるといっていよい。

さらに、授業妨害にまでは至らなくても、遅刻、無断欠席、無断早退についても、家庭での保護者の協力なしには、改善されない状況になっている。

(2) 家庭の教育力の低下が背景に

では、イギリスでのこうした授業妨害の発生原因は、どこにあるのだろうか。これについては、必ずしも客観的で正確な研究成果が出ているわけではないが、筆者が2005年の3月から9月までほぼ7ヶ月にわたりロンドン大学キングスカレッジの客員研究員としてイギリスで見聞した状況を総合すると、やはり家庭の教育力の低下が最大要因であると感じる。

その実態は、次のような3点に集約される。

①保護者と子どもとの関わりが支持的でなく、多くの場合に希薄化や過度の権威化、そして過保護が見られること

これについては、わが国でも同様の現象が見られる。イギリスでも、いわゆる「好きなものだけ食べたい症候群」は根強いし、テレビゲームと夜間外出はさせ放題といった家庭が増えている。そのことが、自制心がなく公共の場である教室でもわがままを通そうとする身勝手な態度となって表れている。

その一方で、児童虐待やそれほどまでに至らなくても、子どもを過度に支配したり、暴力的な言葉を浴びせかけたりする親も増えている。そこで鬱積した憤懣が、教室での暴力やいじめといった反社会的な行動となって出現している。

最近では、携帯電話を使った「ネットいじめ」も頻発している。これは、いじめをしている場面を携帯電話のデジカメ機能を用いて撮影し、その写真を学校の友だちにメールで送りつけるというものであり、著しい人権被害を引き起こして大きな社会問題となっているほどである。

②家庭で学習習慣を身につけさせられない保護者が増えていること

イギリスは、日本のような予備校や進学塾、そして通信添削などがない国としてよく知られている。しかし、サッチャー政権以降の学力向上政策によって、その様子も様変わりしてきた。

書店には、全国的な学力調査の対策用の問題集が数多く並べられるようになった。BBCという公共放送機関までもが、GCSE(中等教育卒業資格試験)対策用のテレビ番組を放映したり、関連教材を販売したりしている。街には、日本で有名なある学習塾がその教室の数を増やしつつある。

また、保護者は、日曜日の新聞に掲載されるリーグテーブル(国が実施する全国的な学力調査の結果に基づき、マスコミが独自集計で作成した、テストの結果に基づく学校序列表)を見て一喜一憂している。

しかし、このような全国的な学力向上熱とは裏腹に、家庭で子どもの宿題を見てあげない親や、既に述べたように帰宅後はテレビとテレビゲームに没頭する子どもを放置している親も多い。そうなれば当然のこととして、家庭学習の習慣がある場合とそうでない場合とで、子どもの学力格差はますます大きくなっていく。

③家庭で健康によい食事の摂取と望ましい食習慣の形成がなされていないこと

これは、ここ6年ほどの間に、有名シェフ、ジェイミー・オリバーの社会運動が契機となってますます認識されるようになってきた。イギリスでは、学校の給食も栄養バランスが悪く、健康を害する材料が使われていたことから、その改善がブレア第3次政権の公約になったほどであるが、実は、家庭の食に関する実態の方がより深刻である。

例えば、砂糖を多く含むお菓子ばかり食べている子ども、清涼飲料水ばかり飲んでいる子ども、冷凍食品ばかり食べている子どもが最近極端に増えてきている。そのことが、ある大学の研究成果として、学力低下と授業妨害の大きな要因であると証明されるほどになったのである。つまり、カルシウムとビタミンの不足が、心理的な不安定を引き起こすというわけである。

もちろんこの現象は、最近になってからのことであるから、保護者憲章が制定された当時にはなかったことであるが、家庭での食事と食習慣の見直し、各学校で定める保護者憲章の中に書き込まれるにはそれほど時間はかからないだろう。

この他にも、家庭で子どもが無制限にインターネットや携帯電話を使うことを放任していることも、学校での望ましい情報教育を妨害する要因になっている。

このような3つの家庭教育力の低下に関わる要因が、保護者憲章の義務規定にまますの必要性を与えているといつてよい。

(3) 保護者の教育ニーズに応じた学校改革の推進

もう一つの必要性は、保護者の声を学校改革の推進役にしようとしたことである。例えば、保護者憲章には、学校に対するいくつもの権利規定が含まれている。具体的に整理してみると、次のような項目になる。

- 学校の教育活動について最新の情報を得ることができる
- 学校の教育成果に関わる資料提供と説明を受けることができる
- 自分の子どもの学習状況について資料提供と説明を受けることができる
- 学校を選択することができる
- いつでも子どものことで専門員に相談することができる
- 子どもの特別な教育ニーズに応じた教育を受けることができる
- 学校理事を選んだり、それに立候補したりすることができる

このような多くの項目を、国が責任を持って保障するとともに、各学校でもこれを明文化することで、保護者の納税者としての権利を、そして、子どもを学校に通わせる義務を果たしたことによる対価としての権利を保障しようとしているのである。

もちろんこのことは、単に保護者の権利を保障するという意味だけではなく、保護者が多くの権利を実行できるような「力のある学校」に生まれ変わることで、つまり、魅力と活力にあふれ、大きな教育成果を上げられる学校を創るために保護者の力を活かそうという教育行政の意図が隠されているといえる。言い換えれば、保護者の権利規定を通して教師の義務を明らかにしていると言えるのである。

(4) 教師の労働権の保障

こうしてみると、イギリスの保護者憲章は、学校に対して多くのことを求めているばかりだと感じられるかもしれないが、実はそうではない。

保護者憲章の中に、前述した保護者の家庭教育に関わる義務と学校への協力についても多くの規定があるということは、実は、労働者である教師に、安全でやりがいのある職場を保障しようという国の責任を示したものであるといえるのである。

わが国では、教師の労働者としての権利という点、給与水準の向上の要求と、教育

改革を押しつけられることによる負担増への抵抗という意味としてとらえられることが多いが、イギリスでは、児童生徒による授業妨害と対教師暴力のない安全な職場の実現ということに関わる権利意識が教師の間にはより強い。

このようなイギリスの教師の正当な権利意識は、わが国では、授業妨害と対教師暴力が各教員の指導力不足に帰因させられることが多い残念な状況を改善するためにも、その重要性がもっと認識されてもよいと思う。

(5) 学校と保護者の契約書として

このようにして、保護者の義務と権利、そして教師の権利と義務という4つの側面から、保護者憲章の必要性を探ってみたが、イギリスの学校教育の特色をこれとの関わりでもう一つの側面から見てみることにしよう。

それは、各学校で作成する保護者憲章を単なる絵に描いた餅のように形骸化した文章にしないようにするために、入学式直後に保護者と子どもに共同で署名をさせる習慣があることである。

何事も契約社会である以上、イギリスでは学校と保護者との間で取り交わす保護者憲章も、契約書の一種なのである。この憲章は、またそれだけで形骸化しないように、例えば、子どもに遅刻をさせない義務を一学期に3回守れなかった保護者には、学校で校長との面談が義務づけられるという具体的な規定を盛り込んだものもあるほどである。

そのために、子どもの遅刻や無断欠席、そして授業妨害の回数や程度といった細かいデータは、定期的に保護者に郵送される仕組みになっている。つまり、「子どもの教育はすべて学校に丸投げ」という一部の保護者の無責任な意識を変えようとしているのである。

わが国では、いったん作った制度を骨抜きにすることが多いことから、イギリスでのこのような制度を厳格に実施しようとする学校の努力に学ぶところは大きい。

(6) 「規律ある学校づくり」のための保護者と学校のパートナーシップ

さて、このようにして見てみると、イギリスの保護者憲章が、日本の学校教育に対して示唆するところが多いことに気づくだろう。

わが国でも、家庭の教育力をどう充実させていくかという課題がある。また、授業妨害や学校でのいじめは多発している。

そこで、こうした保護者憲章によって、家庭の教育力の向上と保護者の学校への協力を明確化することで、規律ある学校づくりが推進されることを期待したい。

子どもの学力向上といっても、あるいは、生きる力や人間力を育てる教育といっても、規律ある学校づくりができなければ、そうした教育目標は、十分に達成されることはないのである。

最後に日本の学校を取り巻く状況に応じて、この保護者憲章を活かすとするれば、次のような内容が追加されてよいだろう。

1つ目は、保護者による学校評価と授業評価を権利規定に入れることである。

2つ目は、保護者会への参加を義務規定に盛り込むことである。

そして、3つ目に、全国的な学力調査の結果に関わる資料を見る権利を保障するこ

とである。

このようにして、保護者憲章を保護者と学校の教育改善のためのパートナーシップを高める契機として活用することが、子どもの家庭学習力と総合学力を向上させるために大変効果的である。

一例として、イギリスのバートン校の保護者憲章を紹介しておくので、各学校で参考にしていただければ幸いである。

〈参考資料〉

保護者憲章

(英国バートン校 2007～2008)

※ 14 歳から 19 歳までを対象とした総合制中等学校

<http://www.burton-college.ac.uk/>

1. 学園が生徒に提供すること

- ・ 守秘義務を守り、偏りのない情報、アドバイス、ガイダンスを提供する。
- ・ 生徒と相談および同意の上で、学習内容を決定する。
- ・ 学習対象と個人目標を合意して設定する。
- ・ 入学時に生き生きとして有用な体験プログラムを提供し、生徒ができる限り早く授業と学園生活に慣れるようにする。
- ・ 個別指導教員を配置し、定期的な個人指導が受けられるようにする。
- ・ 生徒との話し合いに基づいて個別学習計画を実施する。
- ・ 学期に二回は、教科学力と実技能力の評価をする。
- ・ 各単元の開始時点で、基礎スキルとキー・スキルを評価する。
- ・ 学習スタイルを評価し、可能なときにはそれに応じて教え方を個別化する。
- ・ 小集団に対するきめ細かな指導と集団の一員として学ぶ機会を提供する。
- ・ 学習障害をもつ学習者に対して追加的支援と必要な調節を行う。
- ・ 必要に応じて、生徒の言語的・数的能力を向上させる。
- ・ 出席状況を調査し、無断欠席については生徒と保護者に連絡をする。

2. 学園が保障する安全な環境

- ・ リスク評価：全ての授業で、健康と安全の要求水準を守る。
- ・ 郊外での訪問学習や実習に関する包括的なリスク評価を行う。
- ・ 生徒からの非開示請求があった個人情報に関する守秘義務を守る（子どもの保護に関する責任を、警察やその他の外部機関と協同で教職員が果たすために必要である場合は除く）。
- ・ 保護者との連絡は学校が直接保護者に対して行う。ただし、生徒からの要求があった場合にはこの限りではないが、そのような要求があったことは保護者に通知する。

- ・生徒の個人所有物についての点検は、生徒の同意の下に行う。ただし、同意が拒否された場合には、その生徒が18歳未満であれば保護者又は警察に通知することがある。
- ・学園は、生徒の個人所有物の紛失および損傷に対しては責任を負わない。生徒は、個人所有物を校内に放置してはならない。保護者には、生徒の個人所有物に対して保険をかけておくことを勧める。

3. 生徒が行うべきこと

- ・事前に正当な理由を学園に通知する場合を除き、すべての授業に出席すること。
- ・すべての宿題の締め切り前の提出について責任を持つこと。
- ・盗作することなく宿題や制作物の提出をすること。
- ・試験委員会並びに顕彰委員会の規則に従うこと。
- ・校内での活動中においては常にマナーを守って行動し、他の生徒や訪問者の学習や仕事の妨害をしないこと。
- ・授業中には他の生徒の妨害になるような携帯電話の使用はしないこと。また、学習資料センターでは許可なく携帯電話を使用してはならない。
- ・学園の「機会均等方針」に従い、学園の他の生徒を尊重すること。また、暴力的で侮蔑的であり、または、性的・民族的ハラスメントになる言葉を使ったり、ジェスチャーや行為をしたりしないこと。
- ・学園の「薬物アルコール指針」を守り、学園内にアルコールや非合法物質を持ち込まないこと。
- ・常に学生証明カードを携帯すること。
- ・どのような代金でもすぐに支払うこと。
- ・授業や他の学園の諸活動の改善のために、自己の学習体験についての意見を述べること。
- ・早めに授業を終えて教室を出るときは、学園にその理由を報告すること。
- ・学園の「コンピュータ・インターネット・電子メール活用指針」を遵守すること。
- ・健康と安全のためのルールや規則、そして火災避難手順を守ること。
- ・特に実習活動中においては、自分の健康と安全、さらに友だちや教職員、訪問者の健康と安全に影響を与える病状について、学園に報告すること。
- ・学園の環境、建物、設備を大切に使うこと。
- ・許可された場所でのみ飲食をすること。
- ・学園の「禁煙方針」を遵守すること。

4. 学園側から保護者に提供すること

以下の明確で簡潔な情報

- ・単元案　・週時間割　・授業参観日
- ・家庭学習時間　・評価の方法と資格付与のあり方
- ・進級可能性

その他に保護者ができること

- ・生徒の学業成績に関する定期的な報告を受け取る。
- ・適切な追加的支援の特徴とその入手可能性に関する情報を要求すること。
- ・毎年開催される「保護者の夕べの会」に招待されること。
- ・授業と関連付けられた課外活動とその代金についての広報を受け取ること。
- ・適切な表彰・顕彰団体に応募するための情報を学園から得ること。

3 子どもの学力を高める提言 10 か条

それでは最後に、本研究で明らかになった調査結果を整理して、子どもの学力を高めるための教育のあり方について実践的な知恵を提供するために「提言 10 か条」を作成したので紹介しておきたい。

この 10 か条がすべての学年、そして全ての学級や教科で実践できるように各学校の研究が推進されることを願っている。

学力を高める提言 10 か条

- 1 子どもの教科学力の向上には、家庭学習力の向上が大切である。
- 2 特に子どもの応用(活用)型学力を向上させるためには、家庭学習の充実が大切である。
- 3 子どもの宿題への取り組みにおいては、基礎的な反復ドリルだけでなく、応用的・探究的な課題も合わせて行わせることが教科学力の向上につながる。
- 4 子どもの家庭学習においては、授業の予習や復習にしっかりと取りまわせるための働きかけが大切である。
- 5 子どもに家庭学習を行わせる際には、上記の③と④に加えて、生活習慣の確立に関わる課題や、社会的実践力の育成に関わる課題等、多様な課題に取りまわせることが教科学力の向上につながる。
- 6 子どもに宿題を課すときには、「計画的に見通しを持って出す」「めあてや評価のあり方を示す」「まとまった量を出す(とくに小5生)」「子どものやる気を引き出す課題を出す」「授業の中で活かす」という諸点に配慮することが大切である。
- 7 子どもの家庭学習においては、宿題をさせるだけでなく、宿題以外の自主的学習に取りまわせることが、授業の理解度と教科学力の向上につながる。
- 8 子どもの教科学力の向上のためには、教師は、家庭学習と連動させた授業展開を工夫するとともに、子どもの家庭学習充実に関する総合的な取り組みを行うことが必要不可欠である。
- 9 子どもの教科学力の向上のためには、教師による家庭学習習慣化への取り組みとともに、保護者と連携して子どもの家庭学習を多面的に豊かに支援することが大切である。
- 10 校長は、教師の家庭学習指導力や保護者の家庭学習支援力を高めるために、家庭学習充実に向けたリーダーシップを発揮することが大切である。